

### 定款変更について（案）

定款43条の改正について

特定非営利活動促進法の改正により、貸借対照表の公告方法を別に定めるために、定款43条を以下の通り、本日付で変更する。

現 行	変更後
<p>第43条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>	<p>第43条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。</p>

以上